

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 27 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 8 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続）、第 14 条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14 日
申 請 先：申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室防犯営業係 （電話 075-451-9111 内線 3032）
備 考：